

町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

町田市自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年4月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項を削り、同条第3項中「処分する」を「売却し、その売却した代金を保管する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「所有者」を「、その所有者」に、「努めるとともに、確認のできたものについては、速やかに引き取るよう通知しなければ」を「努めなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、所有者が確認できたときは、当該所有者に対し、速やかに当該自転車等を引き取るよう通知しなければならない。

第16条第2項を同条第3項とし、同条第1項前段中「前条」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条第2項又は第4項の規定により移送した自転車等を規則で定める自転車等保管場所において、規則で定める期間保管しなければならない。

第16条第5項中「市長は、」を「前各項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項又は第4項の規定により」に、「その」を「、その」に、「等、」を「等」に、「処分する」を「廃棄等の処分をする」に改める。

第17条の見出しを「（費用の納付等）」に改め、同条第1項中「第15条」を「前条第1項」に改め、「移送した自転車等について、規則で定める自転車等保管場所に」を削り、「者は、」及び「際して、」の次に「当該自転車等の」を加え、「で定める額（以下「移送料」という。）」を「の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、同表の右欄に定める額」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「特に理由があると認めるときは」に、「者については、移送料」を「ところにより、前項の規定

による費用」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第9条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第17条関係）」に、

「

1台当たり	2,000円
1台当たり	4,000円

を

1台につき3,000円
1台につき5,000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする改正規定 平成31年4月1日

(2) 別表第2の改正規定（「別表第2」を「別表第2（第17条関係）」に改める部分を除く。）及び次項の規定 平成31年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に町田市自転車等の放置防止に関する条例第15条第2項又は第4項の規定により移送した自転車等の移送及び保管に要した費用の納付について適用し、同日前にこれらの規定により移送した自転車等の移送及び保管に要した費用の納付については、なお従前の例による。

町田市自転車等の放置防止に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(移送した自転車等の措置)</p> <p>第16条 <u>市長は、前条第2項又は第4項の規定により移送した自転車等を規則で定める自転車等保管場所において、規則で定める期間保管しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により移送した自転車等を保管したときは、当該自転車等が放置されていた場所にその旨を告示しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、前項の規定により保管した自転車等について、<u>その所有者の確認に努めなければならない。この場合において、所有者が確認できたときは、当該所有者に対し、速やかに当該自転車等を引き取るよう通知しなければならない。</u></p> <p>4 市長は、前項の規定により通知したにもかかわらず返還することができない自転車等又は所有者が確認できない自転車等については、<u>第1項の規定により保管した後売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項又は第4項の規定により移送した自転車等で、その機能が著しく喪失している等明らかに財産的価値を有していないと認められるものについては、直ちに廃棄等の処分をすることができる。</u></p> <p>(費用の納付等)</p>	<p>(移送した自転車等の措置)</p> <p>第16条</p> <p>市長は、<u>前条の規定により移送した自転車等を保管したときは、当該自転車等が放置されていた場所にその旨を告示しなければならない。移送した自転車等の保管期間は、規則で定める。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により保管した自転車等について<u>所有者の確認に努めるとともに、確認のできたものについては、速やかに引き取るよう通知しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、前項の規定により通知したにもかかわらず返還することができない自転車等又は所有者が確認できない自転車等については、<u>第1項の規定により保管した後処分することができる。</u></p> <p>4 市長は、前項の規定により自転車等を処分する場合は、<u>その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>5 市長は、<u>移送した自転車等でその機能が著しく喪失している等、明らかに財産的価値を有していないと認められるものについては、直ちに処分することができる。</u></p> <p>(移送料)</p>
<p>第17条 <u>前条第1項の規定により保管している自転車等を引き取りようとする者は、当該自</u></p>	<p>第17条 <u>第15条の規定により移送した自転車等について、規則で定める自転車等保管場</u></p>

町田市自転車等の放置防止に関する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p><u>転車等の引取りに際して、当該自転車等の移送及び保管に要した費用として別表第2の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、同表の右欄に定める額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>特に理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定による費用の納付を免除することができる。</u></p> <p>(証票の携帯等)</p> <p>第18条 略</p> <p>(町田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第19条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 略</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自転車</td> <td style="text-align: center;">1台につき3,000円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">1台につき5,000円</td> </tr> </table>	略		自転車	1台につき3,000円	原動機付自転車	1台につき5,000円	<p><u>所に保管している自転車等を引き取ろうとする者は、引取りに際して、移送及び保管に要した費用として別表第2で定める額(以下「移送料」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、移送料の納付を免除することができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第18条 自転車等の駐車場に駐車してある自転車等で、その利用者が当該自転車等を継続して一定期間利用していないと認められる場合については、<u>前3条(第16条第1項を除く。)の規定を準用する。</u></p> <p>(証票の携帯等)</p> <p>第19条 略</p> <p>(町田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第20条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 略</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自転車</td> <td style="text-align: center;">1台当たり</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">1台当たり</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </table>	略		自転車	1台当たり	2,000円	原動機付自転車	1台当たり	4,000円
略															
自転車	1台につき3,000円														
原動機付自転車	1台につき5,000円														
略															
自転車	1台当たり	2,000円													
原動機付自転車	1台当たり	4,000円													